



平成30年4月以降の適時調査の運用見直し

この度、厚生労働省は「適時調査実施要領」の改正を行い、調査準備書類の連絡時期がこれまでの“調査の前日”から“実施通知と同時（1月前）”となりました。

厚生労働省のホームページに、事前提出書類の様式及び当日準備書類の一覧や、適時調査時に調査員が使用する調査書が公開されています。

調査書は、“重点的に調査を行う施設基準”とそれ以外に分かれており、★印（重点確認事項）の項目は必ず確認を行う事となっています。

適時調査の実施対象病院となった場合、届出している施設基準に関する重点確認事項の確認を行い、回答方法などを事前に検討しておくことが重要です。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/shidou_kansa_jissi.html

（重点的に調査を行う施設基準の一例）

重点的に調査を行う施設基準			
【一般的事項】		1 1	急性期看護補助体制加算
1 一般事項		1 2	看護職員夜間配置加算
【初・再診料】		1 3	看護補助加算
2 ※ 機能強化加算		1 4	療養環境加算
3 ※ オンライン診療料		1 5	重症者等療養環境特別加算
【入院基本料】		1 6	療養病棟療養環境加算
4 入院基本料【共通（一般病棟入院基本料等）】		1 7	療養病棟療養環境改善加算
【療養病棟入院基本料】		1 8	緩和ケア診療加算
【結核病棟入院基本料】		1 9	精神科身体合併症管理加算
【精神病棟入院基本料】		2 0	栄養サポートチーム加算
【専門病院入院基本料】		2 1	医療安全対策加算
【障害者施設等入院基本料】		2 2	感染防止対策加算
【入院基本料等加算】		2 3	患者サポート体制充実加算
5 総合入院体制加算		2 4	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
6 臨床研修病院入院診療加算		2 5	ハイリスク分娩管理加算
7 救急医療管理加算		2 6	後発医薬品使用体制加算
8 超急性期脳卒中加算		2 7	病棟薬剤業務実施加算
9 診療録管理体制加算		2 8	入退院支援加算
1 0 医師事務作業補助体制加算		2 9	認知症ケア加算
		3 0	精神科急性期医師配置加算
		3 1	病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（共通）
		3 2	看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制（共通）

株式会社ユアーズブレイン 医業経営コンサルティング部は、中国・四国地方を中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、それぞれの規模や特性に合ったかたちで各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問合せ…TEL：082-243-7331 e-mail：info@yb-satellite.co.jp 担当：大迫・真鍋